

社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会の役員、評議員及び各種委員の報酬並び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び各種委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 本会の会長及び監事は別表1により、報酬を支給する。

2 前項の会長及び監事を除く役員等が会議等に出席した場合は、別表2により費用弁償を支給する。

(報酬、費用弁償の支給方法)

第3条 報酬及び費用弁償については、直接現金で役員等に支払わなければならない。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の支払いの際、法令の規定に基づく協約により控除する金額があるときは、控除して支払うことができる。
- 3 会長及び監事については、退任したときは、就任の月から退任した月までの月割り計算をして支給する。
- 4 役員等（前条第1項に該当する者を除く。）が本会の会務を遂行するため会議等に出席したときは、前条第2項により費用弁償を支給する。ただし、会議等が午前中と午後の異なる会議等に出席した場合重複して支給しない。
- 5 役員等が、業務のため出張した場合の旅費の支給については、本会職員等に関する旅費規程を準用する。

(補足)

第4条 この規程に定めるもののほか、疑義が生じた事項については、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
2. 平成8年4月1日に改正し、施行する。
3. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 報酬表(規程第2条関係)

役 職 名		金 額
会 長	月 額	70,000円
監 事	年 額	15,000円

別表2 費用弁償(規程第2条関係)

名 称	回	金 額
心配ごと相談員	1	2,000円
専任相談員	1	3,000円
5km未満	甘木立石 福田金川 馬田	1,000円
5km以上 10km未満	上秋月秋月 安川蜷城 三奈木朝倉	1,500円
10km以上	高木 杷木	2,000円

この表は、平成29年4月1日から施行する。

- * 距離別費用弁償に該当する者は、理事会、評議員会及び役員、評議員研修の参加者に適用する。
- * 地区社協長連絡協議会参加者も同様とする。
- * 評議員選任・解任委員会にも適用する。